

日本スポーツ振興センター手続きの流れ

倶知安高校 保健室

本校に在籍する生徒は「日本スポーツ振興センター（以下センター）」に全員加入しています。学校の管理下で傷病が発生した場合、災害共済給付制度を利用することができます。

手続きの流れ

- 1 学校管理下でケガをして、医療機関で健康保険証を使って1,500円以上支払ったら
 - ・お子さんに、保健室で関係書類を受け取るよう伝えてください。
 - ・書類の必要事項を記入し、書類がそろったら保健室に提出してください。
(書類は本校HPのトップページ内にもあります)
- 2 各市町村の公費医療助成制度を使用せず、センターを利用してください。
学校管理下で発生した傷病で医療機関を受診した場合、センターが優先されますので、公費医療助成制度（ひとり親・こども医療費助成制度）は利用できません。
- 3 センターを利用しない場合
「辞退用提出書類」が必要ですので、本校HPからダウンロードするか、お子さんに保健室で用紙をもらってくるよう伝えてください。

詳細につきましては、本校HP内「日本スポーツ振興センター関係書類」のセンターからの配布書類 または センターHPをご覧ください。

センターHP検索方法

日本スポーツ振興センター > 医療費請求 → 「よくある質問」

なお、センターからの給付金がひと月1万円以上（初月が1万円に満たない場合は翌月と合算して1万円以上）になった場合、北海道高等学校安全互助会の共済金を請求できます。こちらについては、対象となった場合に学校で手続きいたします。

ご不明点等ありましたら、保健室 又は 担任までご連絡ください。

倶知安高校 事務室 (0136) 22-1085

職員室 (0136) 22-1322

16:35以降は留守番電話に切り替わりますので、その前にご連絡ください。